

長野運動公園エネルギーサービス事業 公募型プロポーザル
技 術 提 案 に 関 す る 質 問 及 び 回 答

	該当資料名及びページ	要求水準書 21 ページ 別紙 1 リスク分担表
	【質 問】	【回 答】
1	【別紙 1 リスク分担表 について】 エネルギーサービス事業は、長期にわたるため、提案段階からの物価・労務費の変動により、事業者の収支に影響を与える可能性があり、適切なエネルギーサービス料の見直しをさせていただくことで、発注者にご負担いただきたいと考えております。国交省や公正取引委員会が国を挙げて物価上昇の価格反映の適正化に取り組まれておりますため、その背景を踏まえ、予め、物価・労務費の変動による価格改定方法について協議を行うものとし、物価変動が発生した際は、特定の物価指標など公表資料に基づいて提示された変動量は、合理性を有するものとして採用し、エネルギーサービス料の見直しを行うなど、当該リスクの負担者を発注者もしくは双方の協議としたリスク分担表とする変更提案をご採用いただけますでしょうか。	リスク分担表中「リスクの種類」「共通」「金利・物価変動」「物価・労務費の変動」について、負担者を「双方の協議による」とします。

2	該当資料名及びページ	要求水準書 21 ページ 別紙1 リスク分担表	
	【質 問】		【回 答】
	【別紙1 リスク分担表 について】 法令の新設・変更は、事業者の責によるものではなく、また、その予測が困難であり、コスト想定ができません。提案日以降に、法令の新設・変更があり、その対応のため、事業者に金銭的な負担が発生した場合は、発注者による仕様書等の変更の有無にかかわらず、エネルギーサービス料の見直しをさせていただくことで、発注者にご負担いただきたいと考えております。当該負担者を発注者としたリスク分担表とする変更提案をご採用いただけますでしょうか。		リスク分担表中「リスクの種類」「共通」「法令の変更」について、「本事業に直接関連する法律（税制度を除く）の新設又は改正に伴う仕様書等の変更によるもの」とします（「発注者による」を削除）。 なお、「本事業に直接関連する法律（税制度を除く）の新設又は改正に伴う上記以外の変更によるもの」の項目は削除します。
3	該当資料名及びページ	要求水準書 21 ページ 別紙1 リスク分担表	
	【質 問】		【回 答】
	【別紙1 リスク分担表 について】 不可抗力によるE S設備及び施設の損傷や滅失のリスク評価は難しく、コスト想定ができません。またコスト想定ができないものを含めた料金設定を行うと著しく高い料金になり、発注者へのメリットのある価格としないと考えています。現在の当該リスクを事業者または双方の協議とするリスク分担表では、ご提案することができないため、当該負担者を発注者としたリスク分担表とする変更した上での提案をご採用いただけますでしょうか。 国交省の公共建築工事の考えも、発注者が損害合計額のうち請負代金額の 100 分の1を超える額を、災害工事においては100%発注者が負担することとされています。本件はE S事業ではありますが、実態として建設物への負担という点では同じで、リスクをコストに乗せることは困難であると考えております。 https://heartsplanning.sakura.ne.jp/jrca.or.jp/wp-content/uploads/2023/03/8edac69a7c5b1ca059d22d506bba9b9f-1.pdf		リスク分担表中「リスクの種類」「共通」「不可抗力」「自然災害等、発注者及び事業者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的事象によるリスク」及び「リスクの種類」「運転・維持管理」「E S設備の損傷」「火災・天災等の不可抗力によるE S設備の損傷」について、負担者を「発注者」とします。

4	該当資料名及びページ	要求水準書 21 ページ 別紙1 リスク分担表	
	【質 問】		【回 答】
	【別紙1 リスク分担表 について】 設備機器の固定が「建築設備耐震設計・施工指針最新版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）を満たしている場合、地震によるE S設備の損傷については発注者の負担に変更していただけないでしょうか。		要求水準書Ⅱ-3-(1)に記載のとおり、関係法令、条例、規則、要綱等を遵守してください。 なお、設備機器の固定が「建築設備耐震設計・施工指針最新版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）を満たしたうえでの地震によるE S設備の損傷については、リスクの負担者を「発注者」とします。

なお、実施要領Ⅲ-3-(2)に記載するとおり、上記の回答は実施要領及び要求水準書の追加又は修正とみなします。